

第8章

戦略的国際展開と国際貢献の強化

第1節 インフラシステム海外展開の促進

1 政府全体の方向性

新興国を中心とした世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むことにより、我が国の経済成長につなげていくため、政府は平成25年3月に国土交通大臣を含む関係閣僚を構成員とする「経協インフラ戦略会議」を設置し、政府一体となつてのインフラ海外展開に取り組んできた。

その一方で、新興国企業の台頭により競争環境が激化しているほか、新型コロナウイルス感染拡大への対応を機に、世界全体でデジタル化が加速しているなかで、これに伴うインフラニーズの変容も想定される。加えて、カーボンニュートラルの実現や、ロシアのウクライナ侵略等による経済安全保障が国際的な関心事とな

る中、インフラシステム海外展開においても、これらへの貢献に向けた取組みの一層の促進が期待されている。

このような状況を踏まえ、令和4年6月には、政府全体のインフラシステム海外展開の方向性を示した「インフラシステム海外展開戦略2025」の追補が策定され、今後の重点戦略を①ポストコロナを見据えたより良い回復からの着実な実現、②脱炭素化社会に向けたトランジションの加速、③自由で開かれたインド太平洋(FOIP)を踏まえたパートナーシップの促進の3つの柱として整理し、政府全体で「質の高いインフラシステム」の海外展開に取り組んでいる。

2 国土交通省における取組み

国土交通省では、政府の方針である「インフラシステム海外展開戦略2025」に基づき、関係者と情報・戦略を共有し、官民一体となった取組みを進めるため、「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画」を毎年策定している。具体的には以下の(1)~(7)を主な施策として精力的に推進しているところである。

(1) 「川上」からの継続的関与の強化

我が国企業が確実に案件を獲得するために、案件が成立するか不明な「川上」の段階から相手国に働きかけ、我が国企業が参入しやすい環境を整備する必要がある。このため、相手国の国土計画・マスタープラン等の上位計画に係る

調査事業への協力やトップセールス、二国間枠組みによる政府間対話等のGtoGによる情報発信等に取り組んでいる。

(2) PPP案件等への対応力の強化

世界の膨大なインフラ需要を公共投資だけで賄うことは困難であり、対外債務増加に消極的な国もあることから、民間資金を活用する官民連携(PPP: Public-Private Partnership)への期待が高まっている。しかしながら、PPP案件を円滑に進めるための相手国における法制度が未整備な場合や、相手国政府における官民の適正なリスク分担に対する理解が不十分な場合もあることから、政府としても相手国の状況

を十分に踏まえ、環境整備を働きかけている。

(3) 我が国の強みを活かした案件形成

我が国の「質の高いインフラシステム」は、①使いやすく長寿命かつ低廉なライフサイクルコスト、②技術移転、人材・企業育成等相手国発展のための基盤づくりの実施、③工期等契約事項の確実な履行、及び④環境や防災、安全面にも配慮した経験に基づいた技術の導入を特長として有し、これらの強みを活かした案件形成や「川下」の姿を見据えた案件形成後の継続的なフォローを行う。

(4) 我が国コンサルタントによる調査等の質の向上

案件形成を円滑に進めるためには、我が国コンサルタントによる成果の質のさらなる向上を図る必要がある。このため、第三者による技術的助言への支援、事業調査の早期段階における我が国企業の知見の聴取及びコンサルタントの業務実施環境の整備等に取り組む。

(5) 我が国企業の競争力の強化

競合国企業は、海外展開事業の規模と実績において我が国企業を大きく上回っており、価格面及び提供する商品の質の柔軟性を含めた供給能力面において、我が国企業の競争力を強化していく必要がある。そのため、現地ローカル企業との連携の促進、海外での設計・製造拠点の設置や現地職員の活用並びにM&Aによる現

地・海外企業の取得といった取組みを支援するとともに、国際標準化等に係る戦略的取組みを推進する。

(6) 我が国企業の海外展開に係る人材の確保と環境の整備

我が国企業が海外案件に従事するに当たり、海外展開に従事できる能力を有する人材が不足しているため、我が国企業の人材流動化を促進する観点から、技術者の海外工事・業務の実績を国内事業で活用できるよう認定するとともに、優秀なものを表彰する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」の運用等を行っているほか、「海外インフラ展開人材養成プログラム」や中堅・中小建設業海外展開推進協議会（JASMOC）を通じた中堅・中小建設企業の海外展開を支援している。

(7) 案件受注後の継続的なフォローアップ

海外案件においては、相手国からの金銭の支払いが遅延する等のトラブルが潜在的なリスクと見込まれており、事業価格の高騰等を招いている。このようなトラブルの解決を働きかける相手方が相手国政府や自治体、公的機関になることも多く、我が国企業の独力での解決は困難を伴いがちである。

このため、トラブル発生時のトップクレーム等働きかけや相談窓口の設置、政変・騒乱等や感染症拡大への対応支援を行っている。

3 国土交通省のインフラシステム海外展開に係るアプローチ

国土交通省は、具体的には以下の(1)～(4)を利用して、企業が海外インフラ展開に参入しやすい環境を形成するために、様々な形で支援を行っている。

(1) トップセールスによる案件形成への働きかけ

政務レベルによるトップセールスは、インフラ案件獲得等に重要な役割を有しており、コロナ禍においてはオンライン会議等による相手国への働きかけを実施してきた。一方で、対面での取組みによって我が国の「質の高いインフラ

システム」に対する理解を醸成する重要性も再認識された。従来の再開に向けた動きが本格化してきていることを踏まえ、国土交通省としても、オンライン会議等による情報発信に引き続き努めることに加え、政務レベルのトップセールス等による政府間対話を本格的に再開し、我が国企業の参入・受注に向けた活動を支援している。

(2) 官民ファンドによる事業支援

海外における交通・都市開発分野の事業は、初期投資が大きく資金回収までに長い期間を要することに加えて、政治リスク、需要リスク等

の様々なリスクが存在するため、民間だけでは参入が困難なケースもみられる。

(株)海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)は、このようなリスクを分担し、出資や人材派遣等を通じて事業参画を行う、ハンズオン機能を有する官民ファンドとして平成26年に設立され、これまでに40事業への支援決定を行っている(令和5年3月末時点)。

令和4年度においては、デジタルや脱炭素等のポストコロナの投資ニーズを踏まえつつ、北米における航空旅客向け自動運転車椅子移動サービス事業や米国における環境配慮型都市開発事業等の支援を行った。

Column コラム

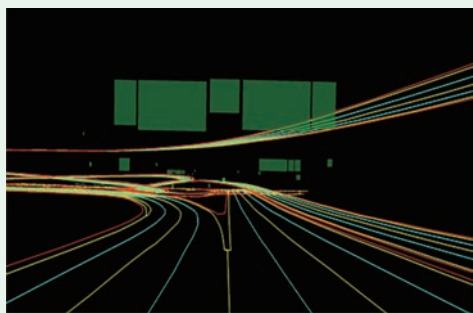
JOINの交通分野におけるデジタル技術の海外展開支援

日系自動車メーカーの自動運転技術の海外展開においては、我が国の主導する様式による高精度3次元道路地図の普及が一つの鍵となっています。

JOINでは、日本国内で高精度3次元道路地図整備を行う我が国企業とともに特別目的会社を通じて、現地事業体に出資することで、北米及び欧州における高

精度3次元道路地図を整備する事業を支援しています。

本事業により、日本、北米及び欧州の自動車市場で統一された様式の高精度3次元道路地図を提供し、車両のシステム開発などの負担の軽減や日系自動車メーカーが北米及び欧州において自動運転車を展開する際の足がかりを築くことが期待されています。



高精度3次元道路地図のイメージ図



高精度3次元道路地図の測量風景

【関連リンク】

海外交通・都市開発事業支援機構ウェブサイト

URL: https://www.join-future.co.jp/investments/achievement/index.php?c=investment_view&pk=1628151475

(3) 官民合同の協議会等による情報提供やビジネスマッチングの機会提供

我が国のスタートアップ企業、地方・中小企業が高い技術力やノウハウを有しながら、海外進出を具体化するに及んでいないケースも

考えられることから、インフラシステム海外展開の担い手の裾野を広げることを目指し、支援を進めてきた。

中堅・中小建設企業を対象とした海外展開に係る情報提供や技術PR等のプロモーション、

ビジネスマッチング等の機会提供といった取組みを推進していく。具体的には、JOINがスタートアップ企業、中堅・中小企業や地方企業からの相談を受ける窓口を設置するとともに、JOINの支援施策を知る機会に限られる地方企業を対象とした説明会を各地方ブロックごとに開催している。

(4) 国際標準化の推進と戦略的活用

海外展開を有利に進める上で、我が国の技術・ノウハウの国際標準化は極めて重要であり、国

際標準や国際機関で決定される国際基準を戦略的に活用し、我が国企業が受注しやすい環境を整備する必要がある。それぞれの分野の実情を踏まえて戦略的に行う必要があるため、①国際標準化機関（ISO、IEC等）における国際標準の獲得、国連機関等での基準化、②国際標準となった後、相手国での採用を働きかけ他国との差別化を確保、③国際標準未取得の場合、日本規格のデファクトスタンダード化、を柱に取組みを進める。

4 各国・地域における取組み

①東アジア・大洋州

中国については、日中経済パートナーシップ協議を通じて、中国の観光に係る規制緩和を求めるとともに日中間の往来回復等について議論し、中国によるシップ・リサイクル条約の早期締結を呼びかけた。

モンゴルについては、令和4年5月に渡辺国土交通副大臣（当時）が訪日したバトエルデネ自然環境・観光大臣と会談し、二国間の観光分野の交流・協力や航空路線の拡大への期待について情報・意見交換を行った。また、同年11月に日モンゴル首脳会談が実施され、今後10年間の日モンゴルの行動計画を発表し、国土交通分野においては、観光・航空等の分野で協力を推進することで一致した。

大洋州については、本邦企業が建設・運営に参画しているパラオ国際空港に関し、令和4年5月にウィップス大統領出席の下で、完工式典を開催した。また、同年9月の同大統領訪日に合わせ、国土交通省とパラオ共和国公共基盤・産業省、人的資源・文化・観光・開発省との間で、交通・観光分野についての協力を総合的に推進する枠組みを構築するための協力覚書を締結した。

② ASEAN 地域

(ア) インドネシア

令和4年6月、斉藤国土交通大臣は訪日したプディ運輸大臣と会談を行い、二国間で進めている港湾・鉄道・自動車に係るインフラ案件について意見交換を行った。同年10月、プカシ自動車認証試験場の整備・保守事業に関し、JOINを含む日系コンソーシアムがインドネシア政府とPPP契約を締結した。また、同年10月、パティンバン港のコンテナターミナル拡張事業（パッケージ6）、同年12月には同港自動車ターミナル拡張事業（パッケージ5）をそれぞれ日系コンソーシアムがインドネシア政府と契約を締結し、建設工事を受注した。

令和4年11月、インドネシアにおける更なる都市高速鉄道の整備を促進するため、国土交通省とインドネシア運輸省はジャカルタMRT東西線整備に関する協力覚書を締結した。

令和5年2月、インフラメンテナンスに関するセミナーをジャカルタにて対面、オンラインのハイブリッド形式で開催し、日本企業のインドネシアにおけるインフラメンテナンス事業への参画・協働に向けたネットワーク構築を支援した。同年3月、「第9回日・インドネシア建設次官級会合」をオンラインで開催し、両国における「質の高いインフラ投資」、「持続可能な

都市開発」の2つのテーマを中心に、両国の取組みの現状、課題及び今後の計画等を共有するとともに、両国の協力を推進していくことで一致した。

(イ) カンボジア

令和4年3月の日東首脳会談において、両首脳は1990年代後半より我が国政府が継続的に開発を支援しているシハヌークビル港について地域における中核港として機能させるべく協力していくこと等について一致した。

加えて、官民双方の連携を強化し、都市開発・不動産開発分野における課題の解決に貢献することを目的としてカンボジア国土整備・都市化・建設省との間で設立した「日カンボジア都市開発・不動産開発プラットフォーム」について、第3回会合を令和4年2月にオンラインで開催した。

熊本市で開催された第4回アジア・太平洋水サミットを契機とし、令和4年4月23日に水資源気象省と水及び気象分野に関する協力覚書に署名し、今後、二国間の協力を強化することを合意した。

(ウ) シンガポール

令和4年9月、豊田国土交通副大臣は、訪日したチー運輸省上級国務大臣と会談し、海事・港湾分野における脱炭素化の取組みについて意見交換を実施した。

(エ) タイ

令和4年11月の日タイ外相会談において、両国の今後5か年の経済分野での協力の方向性を定めた「日タイ戦略的経済連携5か年計画」が策定された。この中で、国土交通分野においては、鉄道、空港、道路、都市開発などのインフラ分野や観光分野について、協力を行うことで一致した。同年12月には、斉藤国土交通大臣は訪日したサクサヤーム運輸大臣と会談し、インフラ分野における両国間の協力につい

て意見交換したほか、両省間において鉄道分野における協力覚書の締結、両省間及びUR都市機構、タイ国鉄においてバンスープロジェクトの協力に関する覚書の更新確認等を行った。

(オ) フィリピン

平成30年から円借款を供与し進めてきたマニラ首都圏鉄道(MRT)3号線改修事業に関し、令和4年3月に改修工事完了に係る式典をドゥテルテ大統領出席の下で開催した。

平成28年から円借款を供与し進めてきたフィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業(フェーズII)による97m級の大型巡視船2隻の供与に関し、令和4年6月に巡視船引き渡しに係る式典をドゥテルテ大統領出席の下で開催した。また、4年10月、「道路トンネルの建設・O&Mに関するビジネスワークショップ」の開催に加え、新たな協力覚書を締結し、道路トンネル技術の共有やビジネスマッチングのためのワークショップの継続開催、定期的な意見交換の会合の実施、日本の高速道路会社のビジネス活動の支援についての協力を確認した。

令和5年2月に発生したタンカーからの油流出被害に対し、国際緊急援助隊・専門家チームのメンバーとして、海上保安庁職員の派遣を行った。

(カ) ベトナム

令和4年5月の日越首脳会談において、両首脳は、3年11月の越・チン首相の訪日以降、両国間で、鉄道・航空・道路・港湾・都市開発等のインフラ分野や人的交流、ビジネス等の各分野における協力について、二国間協力案件の進捗が図られたことを確認した。

令和4年12月には斉藤国土交通大臣は訪日したタン交通運輸大臣と会談し、鉄道を中心とした交通インフラ分野の協力案件に関する両国の取組み・課題及び5年の日越外交樹立50周年に向けた協力について意見交換を行った。さらに同月、西田国土交通大臣政務官が訪越し、

国土交通省とベトナム建設省で開催する「第4回日・ベトナム建設副大臣級会合」と「第8回日・ベトナム建設会議」に出席し、両国における建設・不動産分野の課題・経験を共有するとともに、今後も両国の協力を推進することを確認した。また、ベトナム計画投資省、農業農村開発省、運輸省及び建設省の各大臣等と会談し、両国間の協力案件について意見交換を行った。

令和5年2月には、国土交通省とベトナム農業農村開発省間の水防災等の協力覚書に基づく防災協働対話を開催し、同分野における二国間関係を強化した。

(キ) マレーシア

令和4年9月、マレーシアにおける3L水位計の展開を図ることを期待し、日本企業の参画の下、3L水位計の導入に向けた観測性能・維持管理性能等の検証を行う試験施工を現地にて開始した。

(ク) ミャンマー

ミャンマー国内で日本企業により実施されていた建設等のプロジェクトについて、現下の情勢を踏まえ、引き続き今後の事態の推移を注視し対応を検討していく。

③南アジア

(ア) インド

令和5年3月に行われた日印首脳会談において、両首脳は、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道事業の3,000億円の円借款に署名が行われたことを歓迎し、引き続き、日印の旗艦プロジェクトである本事業を推進していくことを確認した。

同年3月に「第13回都市開発に関する日印交流会議」を開催し、下水道、スマートシティ、アフォーダブル住宅分野について、意見交換を行うとともに、日本企業が各社の技術をアピールした。4年12月に「第8回日印道路交流会議」を開催し、日本における道路点検技術、道路ト

ンネル維持管理技術等について紹介し、意見交換を実施した。

また、同年12月に「第1回日インド水資源管理に関する合同実施部会」を開催し、両国で署名した協力覚書に基づき令和3年12月に開催した合同作業部会での合意内容を踏まえた、今後の水分野に関する協力の具体的な内容について、意見交換を行った。

(イ) バングラデシュ

PPP庁との覚書に基づき日本バングラデシュ・ジョイントPPPプラットフォームを構築し、政府間協力のもとでバングラデシュ側の関係省庁と我が国関心企業による各種プロジェクトの案件形成を支援している。

④北米・欧州

(ア) 米国

令和4年5月の日米首脳会談では、「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」の下での協力の進展が確認されており、競争力とイノベーションの推進、グリーン成長・気候変動の分野にて、国土交通関係でも協力が進められている。

カリフォルニア州サンフランシスコで第5回日米インフラフォーラムが開催された。本フォーラムでは、国土交通省、米国運輸省及びカリフォルニア州より日米間のインフラ分野における協力関係の発展への期待が示された。また、日米企業による脱炭素化・デジタル化に係る取組みの紹介やブース展示を通じて、カリフォルニア州におけるインフラ市場への日本企業の参画を支援した。また、令和3年4月の日米首脳会談では、両国首脳が「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」に合意しており、競争力とイノベーションの推進、グリーン成長・気候変動の分野において、国土交通分野の更なる協力の推進が望まれる。

(イ) カナダ

令和4年12月に、第32回日本・カナダ次官級経済協議がオンライン形式で開催された。日本側から、我が国のインフラ関連事業者やJOINの取組みを通じてカナダにおけるインフラの向上に引き続き貢献したい旨を表明した。

(ウ) 欧州

令和5年3月、第17回日EU運輸ハイレベル協議を東京にて開催し、交通分野における相互理解及び協力の促進を図るため、次官級による意見交換を行った。

⑤中南米

令和2年9月に、海事局は、Web形式の局長級会合を通じ、パナマ運河庁に対し、水不足に起因する運河の水位低下による船舶通航量の調整を目的とした上水サーチャージ導入経緯の説明を求めるとともに、今後我が国がどのような協力ができるか検討する旨伝えた。このような背景から3年度より、「パナマ運河の水不足問題の解消に向けた調査」を開始し、4年度においては、パナマ運河流域周辺の水循環モデルを構築し、水不足の要因を特定するための調査を実施した。

⑥中東（トルコ）

令和4年12月、日・トルコの防災協働対話の枠組みを活用し、官民による日トルコの防災協力を一層強化するとともに、日本企業のトルコ進出を支援するため、西田国土交通大臣政務官出席の下、「日・トルコ防災セミナー」をトルコ・アンカラにて、対面、オンラインのハイ

ブリッド形式で開催した。

令和5年2月に発生した大地震に対し、国際緊急援助隊・救助チームや専門家チームのメンバーとして、国土交通省職員の派遣を行った。

⑦アフリカ

第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）にあわせて平成28年8月に開催した「日・アフリカ官民インフラ会議」を契機として設立した「アフリカ・インフラ協議会（JAIDA）」と連携し、アフリカにおける「質の高いインフラ投資」を推進するため、我が国の「質の高いインフラ」を支える技術や経験等について積極的に情報発信するとともに、相手国との官民双方の関係構築を促進している。

令和3年度までにアフリカ13か国において「官民インフラ会議」（閣僚級）を開催してきたのに加え、これまでに官民インフラ会議を開催した国との関係を継続・発展させることを目的とした、「質の高いインフラ対話」を開催している他、実務者レベルでテーマを絞って議論することを目的とした「分科会」、これまで官民インフラ会議を開催していない国との新たな関係構築に向けたセミナー等を開催している。

新型コロナウイルス感染症の影響により、長らくアフリカでの会議開催は見送られてきたものの、令和4年8月にチュニジアで開催された第8回アフリカ開発会議（TICAD8）に併せて開催した「第3回日・アフリカ官民インフラ会議」を契機として、今後は、官民インフラ会議等の現地開催を本格的に再開することとしており、5年3月にはカメルーンにおいて初めての官民インフラ会議を開催した。

第2節 国際交渉・連携等の推進

1 経済連携における取組み

(1) 経済連携協定 / 自由貿易協定 (EPA/FTA)

我が国は、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州等との経済連携を戦略的に推進している。令和5年3月現在、24か国・地域と21のEPA/FTA等について、発効済み・署名済みであり、EPA/FTAを活用し、我が国の運輸、建設業等の国際競争力の強化及び海外展開の推進の観点から、相手国の外資規制の撤廃・緩和等を通じたサービス分野の自由化、相手国の政府調達に関する参加機会の拡大に取り組んでいる。

このほか、英国とは日EU・EPAに代わる日

英EPAを令和3年1月に、ASEAN諸国等の15か国による地域的な包括的経済連携（RCEP）協定を4年1月に発効した。

(2) 世界貿易機関 (WTO)

WTOは、多角的貿易体制の中核であり、①貿易自由化・ルール形成のための交渉の場、②加盟国によるWTO協定の履行状況の監視、③加盟国間のWTO協定上の貿易紛争を手続に従って解決する制度の運用という機能を果たしている。

2 国際機関等への貢献と戦略的活用

(1) アジア太平洋経済協力 (APEC)

APECは、アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄に向けて、貿易・投資の自由化、ビジネスの円滑化、経済・技術協力等の活動を行う経済協力の枠組みであり、国土交通省では、APECの交通・観光分野に係る大臣会合及び作業部会に出席し、APEC域内における効率的でシームレスな輸送システムの構築に積極的に取り組んでいる。

APECの交通分野を取り扱う作業部会「APEC交通ワーキンググループ」については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から対面での開催が見送られていたが、令和4年9月に第52回がバンコクにて対面開催され、APEC域内の交通分野における強靭性・接続性、コロナからのより良い回復等について議論された。

(2) 東南アジア諸国連合 (ASEAN) との協力

国土交通省は、ASEANにおける「質の高い交通」をさらに推進するため、日本とASEANの交通分野の協力枠組みである「日ASEAN交

通連携」の下、陸上、海上、航空にわたる様々な協力プロジェクトを実施している。これらのプロジェクトの進捗状況を確認し、今後の方向性、新たなプロジェクトについて議論するため、「日ASEAN交通大臣会合」等の会合が毎年開催されている。令和4年10月、「第20回日ASEAN交通大臣会合」がインドネシア・バリ島で開催され、我が国からは西田国土交通大臣政務官が出席した。本会合においては、「日ASEAN交通連携」の具体的実施計画である「日ASEAN交通連携ワークプラン2022-2023」とともに、新規協力プロジェクトとして「日ASEAN航空保安プロジェクトワークプラン(2023～2027年)」が承認された。さらに、これまでのプロジェクトの成果物として、「港湾保安マニュアルの付属資料(優良事例集)」と「橋梁維持管理技術参考資料」の2つが承認された。

また、ASEAN各国のスマートシティ実現に向けたプラットフォームである「ASEANスマートシティ・ネットワーク(ASCN)」への協力の一環として、ASCNと連携して「ASEAN

Smart City Planning Guidebook]を策定し、令和4年6月に公表した他、同年12月、「第4回日ASEANスマートシティ・ネットワークハイレベル会合」をASEAN各国、国内関係省庁、関係自治体と連携して、福島県にて開催した。本会合では、我が国とASEAN双方におけるスマートシティの取組みの共有、我が国によるスマートシティ支援策（Smart JAMP）で取り組んでいるプロジェクトの進捗共有、パネルディスカッション等を通じて、スマートシティの社会実装に向けた課題と解決方法の方向性についての認識を共有し、ASEANでのスマートシティ実現に向けて引き続き協力をしていくことを確認した。

(3) 経済協力開発機構（OECD）

国土交通省は、OECDの活動のうち、国際交通フォーラム（ITF）、造船部会（WP6）、地域開発政策委員会（RDPC）、開発センター（DEV）、観光委員会等における議論に参加している。

ITFは、加盟64か国が全交通モードを対象に交通政策に関する議論・研究を行っており、年1回開催されるITFサミットにおいて、各国の交通担当大臣が著名な有識者・経済人を交えた議論を行っている。令和4年5月に開催されたサミットでは、「包摂的な社会のための交通」をテーマとして議論が行われたほか、我が国を含む有志国が、ロシアによる大規模な侵略を受けたウクライナとの連帯等で一致し、共同声明を発出した。また、ITFの調査研究部門である交通研究委員会（TRC）に我が国から多くの専門家が参画し、国際的な研究活動の推進に貢献している。

WP6は、造船に関する唯一の多国間フォーラムとして、国際造船市場に関する政策協調のための重要な役割を担っており、公的支援の適正化や透明性確保、輸出信用等に関する議論を行っている。令和4年11月の会合では、我が国の提案により、世界的な鋼材等の価格高騰を

踏まえた適切な船舶の価格設定のあり方等の議論を行い、鉄鋼、造船、海運業界等がコストを適切に価格に反映していくことの重要性が認識された。また、環境にやさしい船舶への融資等を促進するための国際的なルールの改正に向けて、特別会合を開催し検討を開始することが合意された。引き続き、政策協調のための議論を継続的に実施し、加盟国間による公的支援の相互監視等を通じて、公正な競争条件の確保に努める。

RDPCでは、国土・地域政策等に関する各加盟国の政策レビューや、東南アジアにおける持続可能な都市政策ファイナンスの促進に関する調査等に積極的に取り組んでいる。また「スマートシティと包括的成長に関するOECDプログラム」の一環としてスマートシティのデータ利活用に関する調査に取り組んできた。

DEVは、開発にかかる様々な問題・経済政策に関する調査・研究、先進国、新興国及び途上国による対話やセミナーを通じた知見・経験の共有・普及、政策オプションの提供等を行う機関であり、今後の開発に関する議論を行うとともに、セミナー等により質の高いインフラの途上国への普及・実施についても取り組んでいる。令和4年12月には、政策対話の場において、災害に対する強靱性に着目した質の高いインフラに関するセッションを国土交通省と共催し、我が国の取組みを共有した。

観光委員会では、各国の観光関連政策のレビューや、観光統計データの整備及び分析等を行っている。我が国は同委員会の副議長国として活動しており、同委員会と積極的に連携している。

令和4年には、加盟国およびパートナー国における新型コロナウイルス感染拡大及びロシアによるウクライナ侵攻の影響を受けた観光の動向に関して調査・分析し、「OECD諸国の観光動向と政策2022年」を発刊した。より強靱で持続可能な観光の再構築に向けた優先政策への提言をまとめており、我が国も関連する施策や

取組み等を共有している。

(4) 国際連合 (UN)

①国際海事機関 (IMO)

IMOは、船舶の安全・環境等に関する国際ルールを定めている国連の専門機関である。我が国は、世界の主要海運・造船国として同機関の活動に積極的に参加しており、令和4年12月まで環境関係の条約を採択する委員会の議長を日本人が務めるなど、世界の海事分野のルール作りをリードしている。

特に、世界的に関心が高まっている気候変動対策を海運分野で強力に進めるべく、我が国は国際枠組みの整備を牽引している。令和4年度には、具体的な国際海運からのGHG削減対策(経済的手法)として、ゼロエミッション船の早期導入を促進するため、化石燃料船に対して課金(fee)し、ゼロエミッション船に対して還付(rebate)を行うfeebate制度をIMOに提案した。

また、安全面においては、水素やアンモニアを燃料とする船舶の構造・設備や船員の教育訓練に関する安全ガイドラインの検討が進められており、我が国は、実証事業や研究開発の成果を活用し、これらガイドラインの策定に向けた審議に積極的に貢献してきている。特に、令和4年度は、我が国、シンガポール等の提案により、アンモニア燃料船の安全ガイドラインの策定作業が開始された。

②国際民間航空機関 (ICAO)

ICAOは、国連の専門機関の一つであり、国際民間航空の安全・保安・環境などに関する国際標準の策定、各国の安全監視体制の監査などの取組みを実施している。令和4年9～10月に開催された第41回総会では、我が国が理事国に再選されるほか、我が国がリードしたタス

クグループの報告書がベースとなり、「国際民間航空分野で2050年までのカーボンニュートラルを目指す」こととする長期目標が採択されるなど、国際民間航空の発展に寄与している。

③国連人間居住計画 (UN-Habitat)

UN-Habitatは、人間居住問題を専門に扱う国連の基金・計画の一つである。我が国は、設立以来の理事国としてUN-Habitatの諸活動に積極的に参加し、我が国の国土・地域・居住環境改善分野での経験、知見を活かした協力を通じ、世界、特にアジアでの人口爆発、急激な都市化に伴う人間居住問題の改善に貢献している。

令和4年度は、4年6月にポーランドにて開催されたUN-Habitatが事務局を務める第11回世界都市フォーラムや、4年7月にUN-Habitat福岡本部(アジア太平洋担当)が福岡市と共催した第13回アジア太平洋都市サミットに参加し、「強靱なインフラ」をテーマとしたサイドイベントを開催するなど、持続可能な都市化のための世界共通の目標である「ニュー・アーバン・アジェンダ」の達成に向けた強靱なインフラの構築を通じた災害リスク低減(DRR)の重要性を世界へ発信した。

④国連における水と防災に関する取組み

令和5年3月に、国連本部にて国連水会議2023が開催された。同会議では、世界の水問題に対して具体的な行動を起こすための議論が行われ、5つのテーマ別討議のうち、気候変動下における水の強靱性がテーマとなった討議の共同議長を日本とエジプトが務めた。同討議において、日本の水防災の知見を活かして議論を主導し、世界が今後取り組むべき水の強靱化に向けた提言をとりまとめた。



【関連リンク】
第11回世界都市フォーラム
URL: <https://spp-pr.com/conferences/WUF11/>

⑤国連における地理空間情報に関する取組み

国土地理院は、国連経済社会理事会に設置されている「地球規模の地理空間情報管理に関する国連専門家委員会（UN-GGIM）」に防災WG共同議長として、また、UN-GGIMの地域委員会の1つである「国連地球規模の地理空間情報管理に関するアジア太平洋地域委員会（UN-GGIM-AP）」に副会長として、更には、「国連地名専門家グループ（UNGEEN）」に参加し、我が国で培った技術や経験を活かして、地球規模の測地基準座標系（GGRF）の普及や、地理空間情報によるパートナーシップの推進等により貢献している。

（5）G7 交通大臣会合

令和5年、我が国はG7議長国となり、5月に開催される広島サミットのほか、14の関係閣僚会合が全国各地で開催される。

交通分野については、同年6月に三重県志摩市において、「G7三重・伊勢志摩交通大臣会合」の開催を予定している。新型コロナウイルスの感染拡大後、初めて対面で開催される予定の本会合では、「イノベーションを通じた、誰もがアクセス可能で持続可能な交通の実現」をテーマとし、交通分野における今日的な課題について議論を行う予定である。

（6）G7 都市大臣会合

令和4年9月に、ドイツ・ポツダムにおいて初めて開催されたG7都市大臣会合に、国土交通大臣が出席した。5年7月に香川県高松市において、「G7香川・高松都市大臣会合」の開催を予定している。同会合では、「レジリエンス・カーボンニュートラル」や「デジタル技術の活用（スマートシティ）」等をテーマに、価値観を共有するG7各国との間で「持続可能な都市の発展」に係る都市政策の重要性について国際

的な共通理解を図る。

（7）世界銀行（WB）

令和4年10月、「アフォーダブル（手頃な価格の）住宅」を主題とした「都市開発実務者向け対話型研修（テクニカル・ディープ・ダイブ）」が、世界銀行により開催された。同研修において、国土交通省は、各国の住宅・都市開発担当者を対象に、日本における住宅政策の変遷や住宅確保要配慮者のための住宅供給政策等に関する知見を紹介した。

（8）アフリカ開発会議（TICAD）

アフリカにおける「質の高いインフラ投資」を推進するために、「アフリカ・インフラ協議会（JAIDA）」と連携し、官民インフラ会議の開催等の取組みを進めてきたところ、令和4年8月にチュニジアで開催された第8回アフリカ開発会議（TICAD8）に併せて、チュニジア設備・住宅省との共催により「第3回日・アフリカ官民インフラ会議」を開催した。本会議では、我が国企業のアフリカ進出・事業拡大に当たっては、現地の信頼できるビジネスパートナーを見つけることが不可欠であり、企業のトップ同士が対面で話し合うことが極めて重要との考えから、日・アフリカのインフラ関係企業の交流機会を設けること等を通じて、我が国企業の現地進出を支援するとともに、アフリカ各国における「質の高いインフラ」への理解促進を図った。

（9）アジア欧州会合（ASEM）

ASEMは、アジア・欧州関係の強化を目指して平成8年に発足した対話と協力の場であり、アジア側参加メンバー（21か国と1機関）、欧州側参加メンバー（30か国と1機関）の合計51か国と2機関によって構成されている。

3 各分野における多国間・二国間国際交渉・連携の取組み

(1) 国土政策分野

アジア各国等において、政府関係者、国際機関等様々なステークホルダーをネットワーク化し、会議、ウェブサイト等により国土・地域政策に係る課題や知見を共有する仕組みである「国土・地域計画策定・推進支援プラットフォーム（SPP）」の第5回会合を、令和5年2月にネパールにおいて、ネパール政府、国連人間居住計画（UN-Habitat）福岡本部と共催した。本会合では、各国の国土計画の実効性や気候変動への対応にかかる課題等について議論したほか、開催国であるネパールの国土計画に関するブレインストーミングや、各国の報告に基づくケーススタディを実施した。

(2) 都市分野

国際的な不動産見本市である「MIPIM」（令和5年3月フランス・カンヌ開催）において、日本の都市開発・不動産市場のPRを行い、シティセールス等を図っている。

タイでは、同国運輸省の要請を受け、クルンテープ・アピワット中央駅周辺（バンスー地区）における都市開発推進について、現地JICA専門家を通じて技術協力を行うとともに、令和4年度には国土交通省、独立行政法人都市再生機構、タイ王国運輸省、タイ国有鉄道の4者で、2年度に交換した事業推進に関する協力覚書の更新（2年延長）を行い今後の協力継続を確認した。

カンボジアでは、令和3年にプノンペン都から、地元ディベロッパーが進める「ING City」プロジェクトへの日本企業参画について提案を受け、日本企業と当該地元ディベロッパーとのビジネスマッチングイベントを4年11月に開催した。

また、我が国企業の海外展開促進を図るため、独立行政法人都市再生機構による調査やセミナー等の取組みを行っている。令和4年度はオーストラリアにおいて、平成30年に同国ニューサウスウェールズ州と交換した覚書に基づき、令和8年開港予定の西シドニー国際空港周辺地域におけるエアロトロポリス開発計画について、日本企業を対象とした現地セミナーを開催した。

さらに、J-CODE（海外エコシティエコシティプロジェクト協議会）による案件形成推進等の取組みを支援している。

(3) 水分野

水問題は地球規模の問題であるという共通認識のもと、国際会議等において問題解決に向けた議論が行われている。令和4年4月には、熊本市で第4回アジア・太平洋水サミットが開催され、岸田内閣総理大臣をはじめとするアジア太平洋地域31カ国の首脳級・閣僚級のほか、国内外からオンラインも含めて約5,500人が参加し、「持続可能な発展のための水～実践と継承～」をテーマに水に関する諸問題の解決に向けた議論がなされた。首脳級会合では、岸田総理より気候変動適応策・緩和策、基礎的生活環境の改善に資する質の高いインフラ整備を通じた日本の貢献策「熊本水イニシアティブ」が発表され、参加国首脳級の決意表明である「熊本宣言」が採択された。国土交通省からは、斉藤国土交通大臣、中山国土交通副大臣（当時）、加藤国土交通政務官（当時）が開会式や首脳級会合に出席したほか、各セッション・分科会に登壇し、アジア太平洋地域の水問題の解決に向けた国土交通省の貢献可能な取組み、健全な水循環の維持・回復を図ることは社会の持続可能



【関連リンク】
国土・地域計画策定・推進支援プラットフォーム（SPP）
URL：<https://spp-pr.com/conferences/index.html>

性、強靱性、包摂性を保つ上で最も重要な要素の一つであること、継続的な生態系調査やグリーンインフラの推進の重要性などを発信した。

それに加え、水資源分野では、独立行政法人水資源機構を事務局とし関係業界団体や関係省庁からなる「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」を活用して相手国のニーズや課題を把握し、治水機能やCO₂削減に資する発電を含む利水機能の向上を図るダム再生事業の案件形成に向けた調査を行うなど、水資源分野の案件形成に向けた取組みを実施した。

(4) 防災分野

世界の水関連災害による被害の軽減に向けて、災害予防が持続可能な開発の鍵であるという共通認識を形成するため、我が国の経験・技術を発信するとともに、水災害予防の強化に関する国際連帯の形成に努めている。また、相手国の防災課題と日本の防災技術をマッチングさせるワークショップ「防災協働対話」をインドネシアやベトナム、ミャンマー、トルコで実施している。現在、既存ダムを有効活用するダム再生や危機管理型水位計などの本邦技術を活用した案件形成を進めているところである。また、国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）では、統合洪水解析システム（IFAS）や降雨流出氾濫（RRI）モデル等の開発、リスクマネジメントの研究、博士課程及び修士課程を含む人材育成プログラムの実施、UNESCOやアジア開発銀行、及び世界銀行のプロジェクトへの参画及び国際洪水イニシアチブ（IFI）事務局としての活動等を通じ、水災害に脆弱な国・地域を対象にした技術協力・国際支援を実施している。また、砂防分野においては、イタリア、韓国、スイス及びオーストリアと砂防技術に係る二国

間会議を開催しているほか、JICA専門家の派遣等や研修の受入を通じて土砂災害対策や警戒避難、土地利用規制などの技術協力を行っている。

(5) 道路分野

世界道路協会（PIARC）の各技術委員会等に継続的に参画し、国際貢献に積極的に取り組んでおり、令和2年からは4年間の戦略計画がスタートし、加盟国による調査研究が進められている。

また、日ASEAN交通連携の枠組みの下、ASEAN地域における橋梁維持管理の質の向上を目指した「橋梁維持管理技術共同研究プロジェクト」に取り組んでおり、令和4年7月に専門家会合を開催し、同年10月に日ASEAN交通大臣会合にて成果物として「橋梁維持管理技術参考資料」が承認された。

(6) 住宅・建築分野

国際建築規制協力委員会（IRCC）、日米加建築専門家会合（BEC）等への参加など、建築基準等に係る国際動向について関係国間での情報交換を行った。また、カンボジアからの要請を受け、建築物の構造安全や火災安全に関する建築技術基準の策定支援に取り組んでいる。

(7) 鉄道分野

令和4年度も、インド高速鉄道に関する合同委員会や日英鉄道協力会議の開催、JICA専門家の派遣を通じた技術協力など、二国間での連携に向けた取組みを実施している。

(8) 自動車分野

平成27年の第13回日ASEAN交通大臣会合にて承認された、「自動車基準・認証制度をはじめとした包括的な交通安全・環境施策に関す



【関連リンク】
国際機関への参画 (1) 世界道路協会 (PIARC)
URL : <https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/kokusai/sankaku/index02.html>

る日ASEAN新協力プログラム」に基づく取組みとして、アジア地域官民共同フォーラムを開催する等により、アジア地域における基準調和・相互認証活動、交通安全・環境保全施策などについて情報交換を行っている。

(9) 海事分野

海事分野では、IMOにおける世界的な議題への対応の他、局長級会談等を通じた二国間協力、CSG会議（海運先進国当局間会議）や日ASEAN交通連携を通じた多国間協力の取組み等を実施している。

令和4年9月のCSG会議において、我が国から、パナマ運河の新料金体系やスエズ運河の通航料改訂について問題提起を行い、海運先進国間の連携を呼びかけた。

我が国は、ASEAN等新興国・途上国に対する海上保安能力向上や公共交通インフラの整備として巡視船や旅客船等の供与を行っており、令和4年6月にはフィリピンに対して大型巡視船2隻、同年11月にはサモアに対して新造貨客船を供与した。この他、平成29年10月より、マラッカ・シンガポール海峡の共同水路測量調査への専門家派遣等、技術協力を実施している。

また、日ASEAN交通連携協力プロジェクトの一環として、ASEAN域内の内航船等において低環境負荷船を普及促進させるため、「ASEAN低環境負荷船普及戦略」に基づき、令和4年9月の海上交通WGにおいて、ASEAN各国の具体的取組み等を共有した。

さらに、東南アジアでの浮体式洋上風力発電のニーズが高まっている中、我が国の優れた海事技術である洋上浮体技術の海外展開に取り組んでいる。

(10) 港湾分野

我が国の質の高い港湾技術の発信、世界の様々な港湾技術に関する最新の知見の取得、技術基準等の海外展開・国際標準化の推進のため、国際航路協会（PIANC）や国際港湾協

会（IAPH）等と協調し、各種研究委員会活動に積極的に参画している。特に、PIANC、IAPHには、日本から副会長を輩出し、政府自らその会員となり各国の政府関係者等との交流を行っている。

また、港湾分野の脱炭素化の推進のため、令和4年3月、日米間のカーボンニュートラルポート（CNP）に関する初めての具体的な協力として、日米CNPワークショップを開催した。さらに、同年8月にサンフランシスコで開催された第5回日米インフラフォーラムでは、日米両国の官民関係者が参加し、両国港湾のCNP取組み状況や最新技術の知見について意見交換を行った。

(11) 航空分野

令和4年4月には、EUとの間で「航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定の規定に関する日本国と欧州連合との間の協定」について、同年11月には、クロアチア共和国政府との間で日・クロアチア航空協定について、それぞれ実質合意に至るなど、航空分野における条約の締結に向けた進展が見られた。

また、令和4年7月に韓国で開催された第57回アジア太平洋航空局長会議において、航空安全、航空保安、航空管制等に関するアジア太平洋地域各国の取組みについて意見交換を行ったほか、同年9月にはICAOの第41回総会に参加した各国政府代表団との間で14件の個別会談を実施、12月には、フランス航空当局との間で3年ぶりの作業部会を開催、シンガポール航空当局との間で対話を開催し協力覚書を締結するなど、コロナ禍において中断していた多国間・二国間における航空当局間の連携強化に取り組んでいる。

(12) 物流分野

日中韓物流大臣会合における合意に基づき、北東アジア物流情報サービスネットワーク

(NEAL-NET) の加盟国・加盟港湾の拡大等、日中韓の物流分野における協力の推進について中韓と議論を進めた。令和4年11月及び5年3月には日中韓物流課長級会合を開催し、3年に開催された第8回日中韓物流大臣会合で採択された共同声明及び行動計画の進捗状況や、第9回日中韓物流大臣会合に向けた今後のスケジュールについて意見交換を行った。

また、ASEANとの関係では、令和5年1月にタイ、同年2月にインドネシアとの間で物流政策対話を開催し、両国政府の物流関連政策や物流課題等について情報交換を行った。さらに、同年3月にはASEAN各国の物流担当の行政官との間で日ASEAN物流専門家会合を開催し、日ASEAN交通連携の下で推進しているプロジェクトの進捗について各国と議論を進めた。

(13) 地理空間情報分野

ASEAN地域等に対し、電子基準点網の設置・運用支援等を行っている。具体的にはインドネシアを対象に、電子基準点の利活用に関する調査検討業務を実施し、インドネシアの状況調査、政府関係者の理解促進に取り組んだ。

(14) 気象・地震津波分野

気象庁は、世界気象機関(WMO)の枠組みの下、気象観測データや予測結果等の国際的な交換や技術協力により各国の気象災害の防止・軽減に貢献しており、令和5年1～2月にアジア各国の国家気象水文機関の専門家を東京に招いて、気象レーダーの整備・運用等に関するワークショップを開催した。

また、国際連合教育科学文化機関(UNESCO)政府間海洋学委員会(IOC)の枠組みの下、北西太平洋における津波情報を各国に提供し、関係各国の津波防災に貢献している。

さらに、国際協力機構(JICA)等と協力して、開発途上国に対し気象、海洋、地震、火山などの様々な分野で研修等を通じた人材育成支援・技術協力を行っている。

(15) 海上保安分野

海上保安庁は、世界海上保安機関長官級会合、北太平洋海上保安フォーラム、アジア海上保安機関長官級会合といった多国間会合や、二国間での長官級会合、連携訓練等を通じて、捜索救助、海上セキュリティ対策等の各分野で海上保安機関間の連携・協力を積極的に推進している。

また、シーレーン沿岸国における海上保安能力向上支援のため、国際協力機構(JICA)や公益財団法人日本財団の枠組みにより、海上保安庁Mobile Cooperation Team(MCT)や専門的な知識を有する海上保安官を専門家として各国に派遣しているほか、各国の海上保安機関等の職員を日本に招へいし、能力向上支援に当たっている。

また、海上保安政策に関する修士レベルの教育を行う海上保安政策プログラムを開講し、アジア諸国の海上保安機関職員を受け入れるなどして各国の連携協力、認識共有を図っている。

図表Ⅱ-8-2-1 ジブチ沿岸警備隊に対する能力向上支援



第3節 国際標準化に向けた取組み

(1) 自動車基準・認証制度の国際化

我が国は、安全で環境性能の高い自動車を早期に普及させるため、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）等に積極的に参加し、安全・環境基準の国際調和を推進するとともに、その活動を通じ、高度な自動運転技術などの優れた日本の新技術を国際的に普及させていくこととしている。令和5年のWP.29では我が国が欧州以外から初めて副議長を務めるとともに、引き続き、①日本の技術・基準の戦略的国際標準化、②国際的な車両認証制度（IWVTA）の実現、③アジア諸国の国際基準調和への参加促進、④基準認証のグローバル化に対応する体制の整備の4つの柱を着実に実施し、自動車基準認証制度の国際化を積極的に推進している。

(2) 鉄道に関する国際標準化等の取組み

欧州が欧州規格の国際標準化を積極的に推進する中、日本の優れた技術が国際規格から排除されると、鉄道システムの海外展開に当たって大きな障害となる可能性があるなど、鉄道分野における国際競争力へ大きな影響を与えることから、鉄道技術の国際標準化を推進することが重要である。このため、鉄道関係の国際規格を一元的に取り扱う組織である公益財団法人鉄道総合技術研究所「鉄道国際規格センター」において、鉄道の更なる安全と鉄道産業の一層の発展を図るべく、活動を行っている。

このような取組みの結果、国際標準化機構（ISO）の鉄道分野専門委員会（TC269）では議長として国際標準化活動を主導し、国際電気標準会議（IEC）の鉄道電気設備とシステム専門委員会（TC9）と併せ、それぞれにおける個別規格の提案・審議等の国際標準化活動で中心的な役割を担い、成果を上げている。引き続き、これら国際会議等における存在感を高め、

鉄道技術の国際標準化の推進に取り組むこととしている。

また、国内初の鉄道分野における国際規格の認証機関である独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所は、鉄道認証室設立以来、着実に認証実績を積み重ね、鉄道システムの海外展開に寄与している。

(3) 船舶や船員に関する国際基準への取組み

我が国は、海運の環境負荷軽減や安全性向上を目指すとともに、我が国の優れた省エネ技術等を普及するため、国際海事機関（IMO）における「SOLAS条約^{注1}」、「MARPOL条約」、「STCW条約」等による基準の策定において議論を主導している。

また、海上保安庁は、国際水路機関（IHO）での海図や水路書誌、航行警報等の国際基準に関する議論に参画している。さらに、船舶交通の安全を確保するとともに、船舶の運航能率のより一層の増進を図るため、国際航路標識協会（IALA）ENAV委員会において新たな海上データ通信方式であるVDESの国際標準化に関する議論を主導している。

(4) 土木・建築分野における基準及び認証制度の国際調和

土木・建築・住宅分野において、外国建材の性能認定や評価機関の承認等の制度の運用や、JICA等による技術協力等を実施している。また、設計・施工技術のISO制定に参画するなど、土木・建築分野における基準及び認証制度の国際調和の推進に取り組んでいる。

(5) 高度道路交通システム（ITS）の国際標準化

効率的なアプリケーション開発や国際貢献、国内の関連産業育成のため、ISO等の国際標準

注1 海上における人命の安全のための国際条約

化機関におけるITS技術の国際標準化を進めている。

特にISOのITS専門委員会（ISO/TC204）に参画し、ITS関連サービスの役割機能モデルに関する標準化活動を行っている。また、国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP29）の自動運転に係る基準等について検討を行う各分科会等の共同議長等又は副議長として議論を主導している。

（6）地理情報の標準化

地理空間情報を異なる地理情報システム（GIS）間で相互利用する際の互換性を確保することなどを目的として、ISOの地理情報に関する専門委員会（ISO/TC 211）における国際規格の策定に積極的に参画している。あわせて、国内の地理情報の標準化に取り組んでいる。

（7）技術者資格に関する海外との相互受入の取決め

APECアーキテクト・プロジェクト、APECエンジニア・プロジェクトでは、一定の要件を満たすAPEC域内の建築設計資格者、構造技術者等に共通の称号を与えている。APECアーキテクト・プロジェクトでは、我が国は、オーストラリア、ニュージーランドとの二国間相互受入の取決めの締結、APECアーキテクト中央評議会への参加等を通じ、建築設計資格者の流動化を促進している。

（8）下水道分野

我が国が強みを有する下水道技術の海外展開を促進するため、現在、「水の再利用」に関する専門委員会（ISO/TC282）、「汚泥の回収、再生利用、処理及び廃棄」に関する専門委員会（ISO/TC275）、「雨水管理」に関するワーキ

ンググループ（ISO/TC224/WG11）等へ積極的・主導的に参画している。

（9）物流システムの国際標準化の推進

コールドチェーン物流への需要の拡大が見込まれるASEAN等を念頭に置いて、我が国の質の高いコールドチェーン物流サービスの国際標準化を推進している。

具体的には、日本式コールドチェーン物流サービス規格（JSA-S1004）のASEAN各国への普及を推進するため、令和2年度に策定した普及戦略に基づき、ASEAN各国のアクションプランを策定している。コールドチェーンの重要性等について理解を醸成するため、5年1月にはタイ政府、同年2月にはインドネシア政府との共催により、現地物流事業者等を対象としたコールドチェーン物流ワークショップを開催した。また、同規格をベースとした当該分野の国際規格化に向けて、国際標準化機構（ISO）に設置された技術委員会（TC315）において、我が国は議長国として議論を主導している。

（10）港湾分野

日ベトナム間で、平成26年に署名し、29年及び令和2年に更新した「港湾施設の国家技術基準の策定に関する協力に係る覚書（MOC）」に基づき、我が国のノウハウを活用した、ベトナムの国家技術基準の策定協力を実施しており、これまでに、8項目の国家技術基準の発行に至った。また、令和2年度からは、ベトナム政府からの要請に基づき、新たな設計基準（防波堤、浚渫・埋立）について、策定を進めており、ベトナム国内の審査段階に至っている（4年度末までに発行予定）。なお、5年度以降もMOCを更新し、基準等の策定及び普及に係る支援を引き続き予定している。